

厚生関連資料

今月の資料 (法法律, 奈政省令, 告示, 通知, 事務連絡, 他その他)

事 疑義解釈資料の送付 (その30) (10/20 保険局医療課)	p.65
告通 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 及び特掲診療料の施設基準等の一部改正等／療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等 (10/21 告示 283, 284, 保医発 1021・9)	p.66
告 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (10/31 告示 289)	p.66
通 検査料の点数の取扱い (保医発 1031・2)	p.66
他 支払基金における審査の一般的な取扱い (医科) (10/31 支払基金)	p.66
告通 厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等 (DPC/PDPS) (10/21 告示 285, 保医発 1021・3)	p.68

* 本欄で示す “p.00/p.00” は、原則 “診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2024 年度版／2025 年 4 月増補版” ページ数です。



事

疑義解釈資料の送付 (その30)

令和7年10月20日
保険局医療課事務連絡

【総合入院体制加算及び急性期充実体制加算】

問1 A200 総合入院体制加算及びA200-2 急性期充実体制加算の施設基準における「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

答 「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」ことについては、調剤点数表の特別調剤基本料における考え方と同様である。具体的には、次の①から④までのいずれにも該当しない場合を指す。

- ① 保険医療機関が当該保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合
- ② 保険医療機関が譲り渡した不動産 (保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む) を当該保険薬局が利用して開局している場合
- ③ 保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している場合
- ④ 当該保険薬局が保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局している場合

なお、①から④までの詳細については、調剤点数表の特別調剤基本料に係る規定を参照する。

ただし、総合入院体制加算及び急性期充実体制加算の施設基準においては、病院が特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係があれば、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合でも、「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」に該当しない。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付 (その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問61 (p.1130 左段2~19行目/p.1153左段13~30行目) は廃止する。

(参考) 調剤基本料の施設基準通知 (抄)

第88の4 特別調剤基本料A

2 特別調剤基本料Aの施設基準に関する留意点

(2)「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものである。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

- ア 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
- イ 当該保険医療機関が譲り渡した不動産 (保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む) を利用して開局している保険薬局である場合

ウ 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合

エ 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

キュリティに関する研修を行っている」とあるが、厚生労働省委託事業として運営される「医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト (MIST <https://mist.mhlw.go.jp/>)」上で提供される研修に職員を参加させた場合は、ここでいう「情報セキュリティに関する研修を行っている」に該当すると考えてよいか。

答 該当する。MIST で提供される研修には、一般職員向けの「初学者等向け研修」、経営層向けの「経営者向け研修」、システム担当者向けの「システム・セキュリティ管理者向け研修」等があり、対象者に応じて適切に活用する。

なお、e-learning により研修を実施する場合は「疑義解釈資料の送付 (その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問257 (p.1048 左段下から28行目～右段6行目/p.1068 左段下から28行目～右段6行目) について留意する。

【医療安全対策加算】

問3 A234 医療安全対策加算1の施設基準において「専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されている」とされているが、この専従の医療安全管理者が、A234-5 報告書管理体制加算の施設基準における「報告書確認対策チーム」が月1回程度開催する報告書管理の評価に係るカンファレンスに構成員として参加することは、施設基準通知の1の(2)に規定する医療安全管理者の業務に該当するか。

答 該当する。

告 通

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部改正等／療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等

令和7年10月21日
告示第283号、第284号、
保医発1021第9号

【解説】10月22日から適用されます。

特掲診療料の施設基準等の一部改正（告示第283号第2条）

〔p.1471左段20行目／p.1499右段下から13行目、下線部挿入（6月号p.66の訂正に追加）〕

別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

（前略）

クロバリマブ製剤

パロペグテリパラチド製剤

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正（告示第284号）

〔p.1575右段20行目／p.1609左段下から13行目、下線部訂正、追加（9月号p.67の訂正に追加）〕

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等

1 療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤……クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等（保医発1021第9号）

〔p.437右段6～7行目／p.440左段25～26行目、下線部訂正、追加（9月号p.67の訂正に追加）〕

→薬剤

（1）次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤……クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

（令6保医発0305・4、0416・21、0531・1、1119・11、令7保医発0318・4、0430・1、0530・3、0813・1、1021・9）

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準等の一部改正

令和7年10月31日
告示289号

【解説】11月1日から適用されます。

〔p.1603左段下から5～3行目／p.1635左

段23～25行目、削除

7 削除（ゲムシタビン静脈内投与、ナブー

パクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法）

事

検査料の点数の取扱い

令和7年10月31日
保医発1031第2号

【解説】11月1日から適用されます。

〔p.492右段24行目／p.497左段最下行の次に挿入〕

→赤痢アメーバ抗体定性

赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝臓癌を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定

した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。 （令7保医発1031・2）

他

支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）

令和7年10月31日
社会保険診療報酬支払基金

【解説】「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」31事例が示され、これまでの事例と合わせて721事例となりました。

【入院料等】

691. 入院料等（転院日及び死亡退院日）

転院日及び死亡退院日における次の入院料等の算定は、原則として認められる。

- (1) A224 無菌治療室管理加算
- (2) A300 救命救急入院料
- (3) A301 特定集中治療室管理料
- (4) A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料
- (5) A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- (6) A301-4 小児特定集中治療室管理料
- (7) A302 新生児特定集中治療室管理料
- (8) A303 総合周産期特定集中治療室管理料
- (9) A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料

性肝炎)

HBs抗原陽性又はHCV抗体陽性に該当する記載がなく、肝癌疑い病名のない慢性肝炎〔非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）及び慢性アルコール性肝障害を含む〕に対するD009「2」「口」(1)超音波検査（断層撮影法）の算定は、原則として認められない。

694. 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）

（産科領域）

産科領域における次の傷病名に対するD215「2」「口」(1)超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。

- (1) 胞状奇胎（妊娠5週以降）、(2) 羊水過多症疑い・羊水過少症疑い、(3) 稽留流

【検査】692. 心電図のないミオグロビン定性・定量（心筋梗塞疑いの患者）

急性心筋梗塞疑いに対する心電図のないD007「36」ミオグロビン定性・定量の算定は、原則として認められない。

693. α-フェトプロテイン（AFP）（慢



産（妊娠5週以降）〔初診時（診断時）〕、
 (4) 不妊症〔初診時（診断時）〕、(5) 卵巣機能不全〔初診時（診断時）〕

695. 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）

（婦人科領域）

① 婦人科領域における次の傷病名に対するD215「2」「ロ」(1)超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。

(1) 子宮体癌〔初診時（診断時）〕、(2) 子宮内膜ポリープ、(3) 子宮内膜症（薬物療法投薬期間以外）、(4) 子宮内膜増殖症、(5) 骨盤内腫瘍、(6) ダグラス窩膿瘍

② 婦人科領域における次の傷病名に対するD215「2」「ロ」(1)超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められない。

(1) 細菌性膣炎、(2) 子宮付属器炎及び子宮周囲炎

696. スリットM（前・後眼部）（屈折異常等）

再診時の次の傷病名に対するD257細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）の算定は、原則として認められない。

(1) 屈折異常、(2) 前眼部疾患（結膜炎等）

697. スリットM（前・後眼部）後生体染色使用再検査（再診時）

再診時の次の傷病名に対するD257細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）後生体染色使用再検査の算定は、原則として認められない。

(1) 屈折異常、(2) 前眼部疾患（結膜炎含む）

698. スリットM（前眼部）（屈折異常等）

次の傷病名に対するD273細隙灯顕微鏡検査（前眼部）の算定は、原則として認められる。

(1) 屈折異常、(2) 睫毛乱生症、(3) ドライアイ、(4) 角膜疾患、(5) 結膜疾患

699. スリットM（前眼部）後生体染色使用再検査

① 次の傷病名に対するD273細隙灯顕微鏡検査（前眼部）後生体染色使用再検査の算定は、原則として認められる。

(1) アレルギー性結膜炎（初診時）、(2) 角膜炎（再診時）

② 再診時の屈折異常に対するD273細隙灯顕微鏡検査（前眼部）後生体染色使用再検査の算定は、原則として認められない。

【画像診断】

シクロスボリン（ネオーラル等）の算定は、原則として認められる。

700. 胆管・脾管造影時の抗菌剤【注射薬】

胆管・脾管造影時の抗菌剤【注射薬】の算定は、感染症の傷病名がない場合であっても原則として認められる。

【投薬】

701. 糖尿病治療剤とインスリン製剤の併用投与

2型糖尿病に対する次の糖尿病治療剤とインスリン製剤の併用投与は、原則として認められる。

(1) ビグアナイド薬、(2) チアゾリジン薬、(3) スルホニル尿素（SU）薬、(4) グリニド薬（速効型インスリン分泌促進薬）、(5) DPP-4阻害薬、(6) α -グルコシダーゼ阻害薬、(7) GLP-1受容体作動薬

702. セレコキシブ錠（慢性疼痛等）

① 次の傷病名に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

なお、1日の使用量は、原則として200mgまで認められる。

(1) 慢性疼痛、(2) 痛風

② 腰椎捻挫に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

なお、1日の使用量は、原則として400mgまで認められる。

③ 癌性疼痛に対するセレコキシブ錠（セレコックス錠等）の算定は、原則として認められる。

703. 抗コリン薬（前立腺肥大症）

排尿障害がない前立腺肥大症に対するチオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル等）以外の抗コリン薬の算定は、原則として認められる。

704. アロプリノール（高血圧症のみ等）

次の傷病名等に対するアロプリノール（ザイロリック錠等）の算定は、原則として認められない。

(1) 高血圧症のみ、(2) 血液疾患に伴う口腔内炎又は難治性口内炎、(3) 移植に伴う口腔内炎又は難治性口内炎

705. 亜鉛（Zn）検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（亜鉛欠乏症の患者に対する投与開始時）

亜鉛欠乏症に対して投与開始時にD007「37」亜鉛（Zn）の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の投与は、原則として認められない。

706. シクロスボリン（間質性肺炎の患者）

免疫機序が関与する間質性肺炎に対する

シクロスボリン（ネオーラル等）の算定は、原則として認められる。

707. 酸化マグネシウムの倍量までの算定

酸化マグネシウムの投与量は、原則として倍量まで認められる。

708. 術後化学療法としてのカペシタビン（HER2陰性早期乳癌の患者）

HER2陰性早期乳癌に対する術後化学療法としてのカペシタビン（ゼローダ錠等）の算定は、原則として認められない。

709. 広範囲抗菌点眼剤（アレルギー性結膜炎の患者）

アレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（オフロキサシン点眼液）の算定は、原則として認められない。

710. ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬（12歳未満の小児）の投与

ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬（ライトゲン配合シロップ等）の12歳未満の小児への投与は、原則、認められない。

ただし、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。

【処置】

711. 皮膚科光線療法とタクロリムス水和物軟膏（プロトピック軟膏等）の併用

アトピー性皮膚炎に対して、J054皮膚科光線療法「2」長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）又は「3」中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）と併用するタクロリムス水和物軟膏（プロトピック軟膏等）の算定については、照射部位と塗布の部位が異なる場合は、原則として認められる。

【手術】

712. シートン法縫め直しの手技料としての創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）

痔瘻患者に対するシートン法縫め直しの手技料として、K000創傷処理（筋肉、臓器に達しないもの）の算定は、原則として認められない。

**713. 睫板切除術（巨大霰粒腫摘出）**

霰粒腫〔巨大（霰粒腫）を除く〕に対する K215 睫板切除術（巨大霰粒腫摘出）の算定は、原則として認められない。

714. 水晶体再建術での精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤

K282 水晶体再建術「2」眼内レンズを挿入しない場合に使用した精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤（ヒアルロン酸 Na0.85 眼粘弾剤 1%）の算定は、原則として認められる。

715. グルカゴン〔禁忌で使用できない場合（消化管内視鏡手術）〕

ブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）が禁忌で使用できない患者に対する、消化管内視鏡手術時のグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴン G ノボ注射用）又はグルカゴン（グルカゴン注射用）の算定は、原則として認められる。

716. グルカゴン〔高齢者（消化管内視鏡手術時）〕

高齢者に対する消化管内視鏡手術時のグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴン G ノボ注射用）又はグルカゴン（グルカゴン注射用）の算定は、原則として認められる。

717. 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）又は肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

同一入院期間に実施した、同一部位に対する次の手術の算定は、原則として1回まで認められる。

- (1) K697-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）
- (2) K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

718. 脊椎麻酔等での内痔核手術におけるジオン注無痛化剤付

L004 脊椎麻酔あるいは L002 硬膜外麻酔「3」仙骨部での内痔核手術におけるジオン注無痛化剤付の算定は、原則として認められない。

【麻酔】**719. 造影剤の算定がない神経ブロック（神経根ブロック）**

造影剤の算定がない L100 神経ブロック「1」神経根ブロックの算定は、原則として認められる。

720. トリガーポイント注射に用いる薬剤

L104 トリガーポイント注射に用いる薬剤について、局所麻酔剤あるいは局所麻酔剤を主剤とする薬剤と合成副腎皮質ホルモン剤の混合注射の算定は、原則として認められる。

【病理診断】**721. 病理組織標本作製（組織切片によるもの）（粉瘤）**

粉瘤に対する N000 病理組織標本作製「1」組織切片によるもの（1臓器につき）の算定は、原則として認められる。